

日本精神保健福祉士協会京都府支部・
京都精神保健福祉士協会
合同災害対策計画

両団体合同災害支援検討委員会で作成した現時点での「災害対策計画」です。
まだまだ不十分な点などありますが、みなさまからのご意見等をいただきながら
今後よりよいものをめざして作成していきたいと思っています。
ご協力よろしくお願いします。

2017. 3.

I. 計画策定の目的

災害時における構成員の安否確認や災害支援活動のバックアップ等を行うため、災害時の対応及び平常時における備えについての動きを明確にする。

また、日本精神保健福祉士協会と京都精神保健福祉士協会との間に締結された「災害支援に関する協定書」に基づき、災害時において両協会が精神保健福祉に関わる職能団体として円滑に連携した動きをとれるようにする。

II. 災害の定義

「被災地域内の努力だけでは解決不可能なほど、地域の包括的な社会維持機能が障害された状態(災害支援ガイドラインより)」

III. 日本精神保健福祉士協会京都府支部(以下、京都府支部)及び京都精神保健福祉士協会(以下、京都協会)の役割と動き

■ 平常時における役割と動き

1. 情報管理・関係づくり

- ① 京都府や各市町村などの精神保健福祉情報の収集・整理
- ② 京都府や各市町村など行政・地域関係機関との連携・情報交換
- ③ 関係機関・職能団体との連携・情報交換
- ④ 都道府県などの防災計画の把握
- ⑤ 隣接する都道府県支部、ブロック内など他地域との連携

2. 災害への備え

- ① 災害対策計画の策定
- ② 京都府支部災害対策委員の設置
- ③ 京都協会災害時連絡係の設置
- ④ 会員情報等の保管場所の分散
- ⑤ 災害時における京都府支部及び京都協会の連携方法の確認

※災害時は両団体が協力して被災状況等の情報収集を行う。

【2016・2017 年度 京都府支部災害対策委員(日本精神保健福祉士協会に登録済)】

名前	所属
いまい まみ	
今井 真美	
おおつき ひでのり	特定医療法人 もみじヶ丘病院
大槻 秀憲	
たけばやし あき	(社福)信和福祉会 圭の家
竹林 亜樹	
ちゅうじょう さとる	(社福)京都光彩の会 京都市中部障害者地域生活支援センターなごやか
中條 了	
にしむら むつみ	一般財団法人 川越病院
西村 睦美	
みやざき しょうぞう	医療法人社団 ウエノ診療所 京都市北部障害者地域生活支援センターらしく
宮崎 彰造	
わたなべ はづき	一般財団法人長岡記念財団 自立訓練事業所アスロード
渡邊 羽月	

【京都府支部三役】

支部長		
副支部長		
事務局長		

【京都精神保健福祉士協会 災害時連絡係(*は災害支援検討委員会委員)】

地区	名前	所属
京丹後	渡邊 明子*	障害者地域生活支援センターもみの木
中丹	大槻 秀憲*	もみじヶ丘病院
南丹	竹林 亜樹*	圭の家
京都市	今井 昭二*	京都府
	今井 真美*	
	大里 幸*	つくしハウス
	西村 睦美*	川越病院
	宮崎 彰造*	支援センターらしく
	山本 幸博*	ジョイントほっと
	中條 了*	支援センターなごやか
乙訓	渡邊 羽月*	生活訓練施設アスロード
山城北	大塚 剛史	宇治おうばく病院
山城南	調整中	

【京都精神保健福祉士協会 三役】

会長		
副会長		
副会長		
副会長		
事務局長		

⑥ 災害支援研修の実施

構成員の災害への意識喚起、災害時における専門職としての知識や技術の習得を図るとともに、構成員間の顔の見える関係づくりを行うため、災害支援研修を実施する。

また、日本精神保健福祉士協会が行う災害支援研修等への参加を呼び掛けるとともに、近畿ブロックや近隣支部等との合同研修会の企画・運営などにも積極的に関与する。

■ 災害時における役割と動き

1. 災害対策本部の設置

① 被災状況等の情報収集

- 震度 5 以上の地震及びその他の災害(京都府内の全域あるいは局地的・地域限定的に被害が予想される規模の災害)が発生した場合、京都府支部災害対策委員会を中心に、京都協会災害時連絡係と連携して被災情報等の収集を行う。
- 情報は京都協会会長が集約する。但し、京都協会会長が被災して動きがとれない場合は京都協会副会長が集約する。

② 京都府支部・京都精神保健福祉士協会 合同災害対策本部設置に関する決定

- 集約された情報をもとに、京都府支部長・副支部長・事務局と京都協会会長・副会長・事務局は、ともに協議の上、京都府支部・京都精神保健福祉士協会合同対策本部設置に関する検討を行う。
- 設置決定の目安は、a)行政等から支援要請があった場合、b)京都府支部及び京都協会で

支援活動を組織化し活動する必要があると判断した場合、とする。但し、直ちに設置の判断がつかない場合は継続的に情報収集を行い検討する。また、被災等により設置が困難な場合は、日本精神保健福祉士協会や近隣支部・協会に連絡し、協力を要請する。

- 災害対策本部は京都精神保健福祉士協会事務局とする。但し、被災等により設置が困難な場合は設置場所を再検討する。
- 災害対策本部の設置場所及び連絡先を日本精神保健福祉士協会事務局に報告するとともに京都府支部構成員及び京都協会会員に伝える。
- 災害対策本部の構成・役割
 - ・本部長…情報の集約、指揮、日本協会への報告・連絡
 - ・副部長…情報の集約、本部長のサポート(代理)
 - ・総務…構成員・会員への情報発信
 - ・災害対策委員・災害時連絡係…情報収集

2. 支援活動実施のための被災状況に関する情報収集

③ 被災状況に関する情報収集

災害対策委員や災害時連絡係を中心に被災状況に関する情報収集を行う。情報は本部長が集約する。※連絡手段の確保、連絡網の共有

④ 京都府支部構成員・京都協会会員の安否確認

京都府支部役員や災害対策委員、京都協会役員や災害時連絡係を中心に京都府支部構成員・京都協会会員の安否確認を行う。

※安否確認の方法

3. 隣接支部への応援要請

⑤ 必要時の隣接支部への応援要請

災害対策本部は集約された情報をもとに、必要と判断した場合は速やかに近隣支部に応援を要請する。また日本精神保健福祉士協会事務局にその旨を報告する。※災害時の対応について近隣支部と共有しておく。

4. 行政への協力の申し出、関係機関・職能団体との連携

⑥ 行政への協力の申し出

災害対策本部は行政との連携を図り、協力の申し出があれば構成員・会員の派遣等を行う。※災害時の対応について行政と事前確認しておく。

⑦ 関係機関・職能団体との連携

災害対策本部は関係機関・職能団体との情報交換を行う。※平常時より関係機関・職能団体とのつながりを作っておく。

5. 日本協会への構成員派遣要請および構成員派遣受入れ時の調整

⑧ 構成員派遣要請

災害対策本部は集約された情報をもとに、必要と判断した場合は速やかに日本精神保健福祉士協会事務局に構成員の派遣を要請する。

⑨ 構成員派遣受入れ時の調整

災害対策本部は日本精神保健福祉士協会事務局との連携を密に構成員派遣の調整を行う。また、構成員派遣が不要と判断した場合は、直ちに日本精神保健福祉士協会事務局に派遣中止の連絡を行う。

6. 復興状況に関する情報収集と災害対策本部の解散

⑩ 災害対策本部の解散

災害対策本部は、設置の継続が不要と判断した場合には日本精神保健福祉士協会事務局と協

議の上、解散する。

但し、災害の規模や種類によっては中・長期に向けた新たな支援体制を検討する。

7. 報告

① 日本精神保健福祉士協会事務局への報告

被災状況・復興の経過や災害対策本部の活動実績等を日本精神保健福祉士協会事務局に報告する。

■活動の概要

1. 京都府内における災害発生時

【0～3日目】

・京都府支部長・副支部長・事務局と京都協会会長・副会長・事務局は、ともに協議の上、京都府支部・京都精神保健福祉士協会合同対策本部設置の決定及び本協会への報告をする。

- ・活動拠点の設定
- ・京都府支部構成員および京都協会会員の安否確認及び本協会への報告
- ・京都府支部災害対策委員などを現地へ派遣し、正確な情報収集をする（地元へ負担をかけぬように）
- ・支援物資の調達および搬送
- ・京都府、及び京都市に対し京都府支部、京都協会としての協力申し入れ
- ・ボランティア保険等の対応
- ・本協会との連絡ルートを早期に確立・確認する
- ・本協会への日報（支援物資の協力も含め）

【4日目～1週間】

- ・災害対策本部において活動方針を決定する。
- ・情報収集および情報提供（行政等との連携により相互に情報交換を欠かさぬこと）
- ・京都府支部構成員および京都協会会員で派遣部隊への参加が可能な者の把握（※所属長への派遣依頼を手配）
- ・災害規模に応じ、他地域への人材の要請（災害対策本部を窓口に関東の協力を要請）
- ・行政機関からの要請に基づき、派遣隊による現地支援を実施する。
- ・状況に応じ、自主的な派遣活動も行う（行政機関の同意のもとに）
- ・本協会への日報

【1週間～2週間】

- ・災害対策本部において、活動の評価及び修正をする。
- ・情報収集及び情報提供（行政等との連携により相互に情報交換を欠かさぬこと）
- ・災害規模に応じ、活動可能な構成員および会員をもって派遣隊を組織し活動方針に基づき派遣
- ・行政機関からの要請にもとづき、派遣隊による現地支援を実施する。
- ・状況に応じ、自主的な派遣活動も行う（行政機関の同意のもとに）

【2週間～1ヵ月】

- ・派遣隊による支援活動を継続
- ・状況に応じ、活動の収束（平常活動への戻し）を検討・実施

【1ヵ月～3ヵ月】

- ・必要に応じ活動を継続（平常活動への戻し、活動の終了についての検討・実施）
- ・長期対策および支援活動協力（長期的生活支援、PTSD対策等）
- ・活動報告（慰労と支部内での活動シェアリング）

2. 他地域災害

- ・現地情報を集める(※被災地に負担をかけぬように本部を介す)
- ・三役及び災害対策委員などで今後のあり方について協議する。(※特に近県の場合は早急に開く)
- ・近県などの場合は地元支部等の了承・連携のもと、状況に応じ先遣隊を派遣し(※地元の負担にならぬように)、支援活動方針を立てておく。
- ・派遣可能な支部構成員および協会会員を把握・調整し、本協会へ連絡する
- ・ボランティア保険等の対応

3. 平常時活動

平常時の研修(人材育成)

「震災関連研修会」

「派遣隊向けの支援技術研修」(一般住民対策と精神障害者支援の両方)

「長期的な地域精神保健福祉対策に関する研修」(PTSDなどストレス障害、長期的な精神障害者生活支援等)

■支援内容

短期戦対策

1. 一般市民を対象とする「こころの健康問題に対する応急処置」的な対応
例)・現実的な災害救助や支援等
 - ・被災住民の生活ニーズの把握
 - ・自治体の実施する「こころのケアチーム」等への協力(窓口相談、アウトリーチの両方)
 - ・自治体職員等の支援者メンタルヘルスに関するレポート
2. 精神障害者を中心とする当事者支援の実施
 - ・京都府内の精神障害者の支援機関と連携し、当事者支援を実施する
 - ・支援者支援の実施(片づけ等雑用も含む)
 - ・京都府内の状況把握⇒行政機関との相互情報交換
 - ・被災地の各医療機関において:通院患者への支援
 - ・被災地の各施設において:所属メンバーへの支援(場合により利用経験者も)
 - ・被災地の相談支援事業所において:管内の精神障害者(所属先無しの者)への支援
(上記支援は保健センターや精神保健センター等行政機関との連携のもと実施)

長期戦対策

- ・長期的な生活支援対策(いわゆる一般住民も含む)
- ・PTSD等の長期的なストレス障害への対策
- ・支援者メンタルヘルス対策